

令和2年1月24日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）、電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件  
（うち石油ストーブ（開放式）1件、ガスこんろ（LPガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 8件  
（うちノートパソコン1件、凍結防止用ヒーター（水道用）6件、  
電動アシスト自転車1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 16件  
（うちエアコン1件、電子レンジ1件、  
電気ストーブ（オイルヒーター）1件、電気トースター1件、  
照明器具1件、凍結防止用ヒーター（水道用）1件、  
電気クリーナー（窓用、充電式）1件、電動アシスト自転車5件、  
自転車2件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、  
電気カーペット1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

(1)株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したノートパソコン用ACアダプター（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A201901034）

### ①事故事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコンのACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられます。

### ②再発防止策について

同社は、当該製品のACアダプターを含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

### ③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコールを実施（無償部品交換）

回収率：15.8%（2019年12月31日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	7	火災	2014年度	0	—
2018年度	8	火災	2013年度	0	—
2017年度	4	火災	2012年度	0	—
2016年度	4	火災	2011年度	0	—
2015年度	1	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901034）は含まない。

#### <ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



#### ④利用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：[http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806\\_aca.htm](http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm)

(2)ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について  
(管理番号：A201901049)

①事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

また、消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、ハンドルロックケースの破損などが原因で誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

※消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、製造番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a>	2003年9月 ～ 2015年5月	3, 164, 913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a>	2004年10月 ～ 2015年1月	266, 225
合	計		3, 431, 138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：2.5%（2019年12月22日時点）

### <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	37	重傷	2014年度	0	—
2018年度	1	重傷	2013年度	0	—
2017年度	2	重傷	2012年度	0	—
2016年度	0	—	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A201901049）は含まない。

### <対象製品の外観及び確認方法>

ハンドルロック「一発二錠」の表示窓のラベルの色を御確認ください。

表示窓のラベルが「黒色ラベル」は対象製品となり、「白色ラベル」は対象外製品となります。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

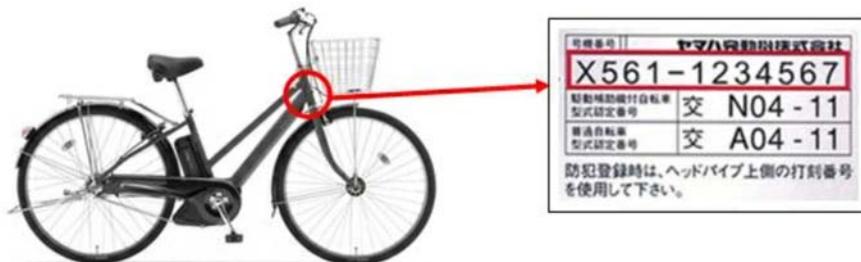
#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



#### 車種表示マーク

AB73L3	車種略号 商品コード
1D31PA	
121220	

## ○ヤマハ発動機ブランドの場合



### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、ハンドルロックのケースが破損しているなど、異常が確認された場合は、直ちに使用を中止してください。なお、事業者は無償点検及び改修を実施していますので、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(502)092

受付 時間：9時～18時（毎日）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話 番号：0120(801)309

受付 時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：橋爪、田代、大江

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201901033	令和元年12月17日	令和2年1月20日	石油ストーブ(開放式)	SX-B27WY	株式会社コロナ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月9日
A201901038	令和元年12月30日	令和2年1月21日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-900V-L	株式会社パロマ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発都道府県	備考
A201901034	令和2年1月7日	令和2年1月20日	ノートパソコン	dynabook EX/56LBLS	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社)(輸入事業者)	火災	当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至ったものと考えられる。	兵庫県	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 15.8%
A201901042	令和2年1月5日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-B1-1.5m	株式会社ワーク	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和2年1月10日から自主回収を実施
A201901043	令和2年1月3日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-B1-1.5m	株式会社ワーク	火災	店舗の屋外で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和2年1月10日から自主回収を実施
A201901044	令和2年1月9日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-B1-1.5m	株式会社ワーク	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和2年1月10日から自主回収を実施
A201901045	令和2年1月12日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-B1-1.5m	株式会社ワーク	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月10日から自主回収を実施

## 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201901046	令和2年1月13日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-B1-1.5m	株式会社ワーク	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和2年1月10日から自主回収を実施
A201901047	令和2年1月13日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	AZ-WA-B1-1.5m	株式会社ワーク	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月10日から自主回収を実施
A201901049	令和元年10月2日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	A4N8	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車で、ハンドルロックのケースの破損などが原因で錠が誤作動し、走行時にハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月26日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:2.5%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901035	令和2年1月9日	令和2年1月20日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	製造から10年以上経過した製品
A201901036	令和元年10月26日	令和2年1月20日	電子レンジ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月8日
A201901037	令和2年1月1日	令和2年1月20日	電気ストーブ(オイルヒーター)	重傷1名	幼児(1歳)が当該製品とともに転倒し、当該製品の下敷きになり、右手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201901039	令和元年12月31日	令和2年1月21日	電気トースター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201901040	令和2年1月4日	令和2年1月21日	照明器具	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	長崎県	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901041	令和元年12月28日	令和2年1月22日	凍結防止用ヒーター(水道用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	令和2年1月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201901048	令和元年12月24日	令和2年1月22日	電気クリーナー(窓用、充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和2年1月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月7日
A201901050	平成26年7月28日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月26日
A201901051	平成30年3月25日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月25日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201901052	令和元年11月21日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左手指を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月28日
A201901053	平成29年6月24日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、左手首を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月2日
A201901054	平成31年2月22日	令和2年1月22日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月2日
A201901055	令和元年7月11日	令和2年1月22日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月2日
A201901056	令和元年11月9日	令和2年1月22日	自転車	重傷1名	店舗の駐車場で使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月21日
A201901057	令和元年10月13日	令和2年1月22日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和元年10月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年10月15日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201901058	令和2年1月6日	令和2年1月22日	電気カーペット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

凍結防止用ヒーター（水道用）（管理番号:A201901042～A201901047）

